

## 岡山県医師会

### <会員区分>

A	医療機関等の開設者又は管理者である会員及びこれらに準ずる会員をいい、各医療機関等に1名とする。
AD	会費を減免されているA会員をいう。
B	A会員及びC会員以外の会員をいう。
BD	会費を減免されているB会員をいう。
C	医師法に基づく研修医をいう。

### <個人定額会費及び施設負担金の額>

	区分	年間金額
個人定額会費	A会員	102,000円
	AD会員	51,000円
	B会員	18,000円
	BD会員	6,000円
	C会員	0円
施設負担金	無床診療所	90,000円
	有床診療所	150,000円
	病院	360,000円
	その他の施設	理事会で決定

※上記個人定額会費には会報購読料1,200円を含む。ただし、C会員への会報は贈与とする。

※疾病、高齢(4月1日現在 満80歳以上)、その他特別の事由がある場合は郡市等医師会長を経由して、本会に会費の減免を申請することができる。年度の途中において減免の申し出があった場合は翌年度から適用する。

### ※施設負担金の減免

会員は以下の場合、郡市等医師会長を経由して本会に施設負担金の減免を申請することができる。

#### \* 医業収入

自由診療分を含み薬剤購入額を除くものとし、自己申告とする。(薬剤購入額は薬剤仕入価格で計算)

#### \* 診療所

医業収入が年間3,000万円に満たない場合……規定額の2/3に減額する。

医業収入が年間1,000万円に満たない場合……規定額の1/3に減額する。

医業収入のない場合……全額免除する。

#### \* 病院

医業収入が年間11,000万円に満たない場合…規定額の2/3に減額する。

医業収入が年間 6,000万円に満たない場合…規定額の1/3に減額する。

医業収入のない場合……全額免除する。

\* その他の施設……理事会で決定する。

### 入会金

新規開業	50万円
世襲開業	30万円